

平成 24 年 12 月 3 日

お客様各位

新潟大栄信用組合

### 中小企業金融円滑化法の期限到来を踏まえた対応について

中小企業金融円滑化法が来年 3 月末に期限が到来しますが、同法律期限到来後においても、当組合のお客様への対応方針はこれまでと変わることはありません。

当組合は、地域が依然として厳しい経営・生活環境にある中、「地域の皆様にとって利用し甲斐のある信用組合」を実践するために、引き続き金融の円滑化に積極的に取り組んで参ります。

### 記

- お客様からの貸付条件の変更等や新規融資のご相談・お申込みに対しては、お客様の状況をきめ細かく把握した上で、他の金融機関とも十分連携を図りながら、適切に対応して参ります。
- 貸付条件の変更等のご相談においては、それぞれの経営課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけてその取組みを支援して参ります。
- お客様の経営改善がより効果的に図られるよう、中小企業再生支援協議会、信用保証協会等の関係機関と、緊密な連携を図って参ります。

以 上